

防災普及啓発映像製作業務 公募型企画競争提案説明書

令和5年(2023年)7月
札幌市危機管理局危機管理部

1 本説明書について

「防災普及啓発映像製作業務」の委託先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める。

2 業務名

防災普及啓発映像製作業務

3 業務の背景と目的

近年、全国で自然災害が激甚化、頻発化している。本市においても、激甚災害の発生に備え、被害を最小にとどめるためには、市民が防災に対する知識と意識を持ち、有事には主体的に判断して身を守る行動をとることが重要となっている。

これらを踏まえ、本業務は、現在、危機管理局で取り扱っている「札幌市防災DVD『今、あなたにできること。』」の映像内容を全面リニューアルし、改めて最新の知見等に基づく札幌市の特性に応じた災害リスク、災害の知識、自助・共助の重要性、在宅避難や分散避難等発災時の避難行動、企業防災やマンション防災について市民に分かりやすく伝え、市民が主体的に防災に取り組めるような映像を製作することを目的とする。

製作した映像は、札幌市公式ホームページやSNSで発信する。また、DVDディスクも製作し、まちづくりセンター等に配布するとともに、インターネットを使用した上映ができない場所に貸出を行う。

4 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

5 予算規模(支出上限額)

8,163,000円(消費税及び地方消費税含む。)

企画書を作成する際は、一切の経費を含め、この範囲の提案となるよう注意すること。予算規模(支出上限額)を超過した企画提案は無効とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり契約予定額ではない。

6 業務内容

別紙「業務内容」のとおり。

※ここで示す業務内容は、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

7 企画提案に求める事項

- (1) 以下の内容を反映させ、文章だけでなく、絵コンテ等（形式は問わない）でサンプルを用いた方法により提案すること。なお、サンプルの作成にあたり、必要となるデータや文書、写真等の素材は仮のもので構わない。

また、出前講座や研修で映像を使用できるよう、中学生以上が理解できるように、分かりやすい表現の工夫について明記すること。

ア 札幌市の特性を災害別にふまえたもの

札幌市民が見て、災害別（地震、水害、土砂、竜巻・雷、雪害）の避難行動のイメージが湧くような、訴求力が高い内容（地震については札幌市第4次地震被害想定を反映）。

イ 自助・共助

公助には限界があるため、自分自身や家族の命と財産を守るために自ら防災に取り組む自助、自分自身や家族の安全を確保した後に地域住民と助け合う共助の意識を市民に高めてもらうための内容（平成30年北海道胆振東部地震経験を絡めた自助・共助の重要性）。

ウ 在宅避難や分散避難等の考え方の浸透

自分の地域の災害による危険性を把握し、最適な避難行動（正常性バイアスの説明を含む）を選択できる内容。

※避難＝難から逃れることであり、必ずしも避難所へ避難することのみではないことを認識してもらえる内容。

エ 企業防災・マンション防災

企業及びマンション特有の防災や減災を取り入れ、各企業やマンション組合等が研修で使いやすい内容。

オ 防災意識の向上

市民一人ひとりが防災意識を持ち、家庭や地域での防災の取組について行動を移そうと思えるような内容。

- (2) 独自提案事項

本業務の実施にあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

- (3) 下記の資料等を参考に、本業務の目的の達成につながる提案とすること。また、動画の限られた放映時間の中で、市民に重要なポイントを効果的に印象付けて、防災の備えなど具体的な行動に結び付ける必要があることから、詳細については下記資料や危機管理局ホームページを参照すること。

下記の資料は、危機管理局で希望により交付する。札幌市危機管理局ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/>）からも参照可能である。

<パンフレット>

- ・ さっぽろ防災ハンドブック
- ・ 地震防災マップ（各区版）
- ・ 洪水ハザードマップ（同）
- ・ 企業防災のすすめ（概要版及び本編版）
- ・ 自主防災マニュアル
- ・ マンションの防災力
- ・ みんなでDIG

(4) 構成

全体構成案と、その基本的な考え方や利点等のほか、各カテゴリーの内容の項目と時間配分、メニュー画面の内容、チャプター分けや展開それぞれの主なポイントや訴求点などを明らかにすること。臨場感がある災害の映像やシミュレーション動画を効果的に取り入れる部分を明記するほか、写真やイメージ図等でその内容がわかるように提案すること。

また、DVDのケース及びディスクについてもイメージを提案すること。なお、どのようなナレーター、BGM、効果音を用意するのかも記載すること。

(5) 業務実施体制及び実施スケジュール

ア 本業務の目的を達成するための業務執行体制（人員体制を含む）を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績（令和元年度以降）を示すこと。

ウ 業務のプロセス及びスケジュールについて、打合せの回数や内容等も含めて具体的に示すこと。なお、製作開始日は、令和5年9月下旬と想定すること。

※実際の業務履行スケジュールは、このスケジュール表に基づいて、本市と調整の上決定する。

(6) その他

札幌市に協力を期待する事項など、特に必要な事項があれば、記載すること。なお、官公庁や関連団体保有の映像資料等で、許諾を得て使用可能な場合は本市から許諾の依頼や申請の検討も可能であるため、提案のこと。

8 参加資格

以下の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等、複数の企業が協同してこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員や各企業が、単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の

反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

- (6) 札幌市における令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、次の区分で登録されていること。

大分類「一般サービス業」

中分類「映像・ビデオ制作業、放送業」、「広告業」

9 参加手続きに関する事項

- (1) 日程

企画提案の公募開始…令和5年7月31日（月）

質問提出期限…令和5年8月15日（火）午後5時必着

参加意向申出書及び企画提案書等提出期限…令和5年8月31日（木）午後5時必着

一次審査（書類審査）…令和5年9月6日（水）【予定】

二次審査（ヒアリング）…令和5年9月11日（月）【予定】

提案者への選定結果の通知…令和5年9月下旬【予定】

- (2) 提出書類

参加意向申出書（様式1）を提出すること。また、下記ア、イの一式をもって企画書1部とし、計15部提出すること。なお、企画書の1部は表紙に社名を記載し（正本）、14部は社名が記載されていないものを作成すること（副本）。正本を除き、提案書の紙面には、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できるものを記載しないこと。

ア 企画提案書

イ 参考見積書（自由様式）

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、企画提案が選定されたものと契約額を確約するものではない。

- (3) 提出方法及び提出先

ア 提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送による。持参する場合は、月曜から金曜（祝日を除く。）の9時から17時の間に行うこと。郵送の場合は特定記録によること。

ウ 提出先

札幌市危機管理局危機管理課防災推進担当課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側

10 企画書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画書には別紙様式の表紙を付けること。
- (2) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。
- (3) 企画書等提出後の修正、追加、再提出は認めない。
- (4) 提出された企画書等は、全て返却しない。
- (5) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本公募型企画競争の実施に必要な場

合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）

- (6) 業務従事者として記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (7) 体裁は下記のとおりとする。
 - ア 企画書は、原則としてA4縦長又は横長で、横書き両面印刷とすること。A3版の用紙を使用する場合は片面印刷とし片袖折り（Z折り）にすること。
 - イ 企画内容を評価しやすいよう、具体的に記述するとともに、難解な表現等は避け、図解などを活用した分かりやすい説明に努めること。専門用語などには、脚注により説明を付記すること。
 - ウ 書体、写真及び挿絵等の使用は自由とする。
- (8) 再委託は原則禁止であり、止むを得ず技術や設備の都合により再委託を予定している場合は、別途本市の承認を要するため、再委託の内容、予定期間及び理由を記載すること。
- (9) 本市のパンフレット類の切り貼りや、「企画募集要領のとおり」といった表現に終始しないこと。本市の要求事項を実現する上での方法等の記載が漏れのないよう注意すること。
- (10) 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

11 著作権等に関する事項

- (1) 企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む。）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 選定方法

企画提案は、札幌市の職員等からなる「防災普及啓発動画製作業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

- (1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類に基づき、表1に示す企画採点表に従って評価し、実施委員会委員の評

価の合計点が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。

イ 最低評価基準点は、全実施委員の合計得点が378点以上であり、表1に示す企画採点表の評価項目①～⑤については全実施委員の合計得点が各54点以上とする。最低評価基準点を超えた者を審査対象とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に書面にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。

エ 一次審査の通過者は、実施委員会委員の評価の合計点の上位5位（直近下位の順位を繰り下げとする）までの者とする。

なお、応募件数が5件以下の場合は、審査委員会の決定により一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した提案者に対し、二次審査を実施する。

イ 提案者は、参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは、1企画提案者あたり15分以内（説明10分、質疑応答5分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの実施順については、実施委員会委員長が事前に決める。

オ 二次審査では、表1の企画採点表に従って評価し、最低評価基準点（全実施委員の合計得点が378点以上であり、表1に示す企画採点表の評価項目①～⑤については全実施委員の合計得点が各54点以上）を超えた提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を入選者として選定する実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を入選者として選定する。

カ 提案説明の際、企画提案書以外の写真や動画等の使用を認め、提案者がパソコンなどの電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を表示することは可とする。その場合は、令和5年9月7日（木）までに下記18の契約担当へ申し出ること。

キ 提案者が1者の場合、最低評価基準点（全実施委員の合計得点が378点以上であり、表1に示す企画採点表の評価項目①～⑤については全実施委員の合計得点が各54点以上）を超えていれば入選者として選定する。

ク 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ケ 二次審査の結果は、確定後速やかに二次審査対象の提案者に書面にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として入選者を契約候補者とし、その手続きに関しては、札幌市契約規定による。なお、企画提案の内容を持って契約するものとは限らない。

また、入選者が「7 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会に置いて次点とされたものと交渉する場合がある。

表1 評価項目及び企画採点表

委員は、提案に対し、下記のとおり採点する。

評価項目	評価点	係数
1. 企画提案の内容及び構成【60点】		
① 市民にアピールすべきポイントは的確か。印象に残るか。	10	2
② 札幌の特性（積雪寒冷、マンションが多い等）や、第4次被害想定を踏まえた内容か。	10	2
③ 出前講座や研修に使用できるよう、中学生以上が理解できる、分かりやすい表現になっているか。難解な表現はないか。	10	2
④ 市民が家庭や地域での防災の取組について「これならできる」「やってみよう」と思えるか。	10	2
⑤ 臨場感ある災害の映像やシミュレーション映像が、効果的に盛り込まれているか。	10	2
⑥ 全体の構成や流れ、時間配分は適切か。DVDのメニューやチャプターの活用は的確か。	5	1
⑦ 独自性のある魅力的な企画内容や、効果的な提案があるか。	5	1
2. 実施体制及びスケジュール【10点】		
⑧ 本業務を円滑かつ効果的に進められる業務実施体制、業務行程計画が示されているか。	5	1
⑨ 類似業務の実績は豊富か。著作権処理等、スムーズな対応が期待できるか。	5	1
合計	70 (最高得点)	

評価基準点は「1点：不十分 2点：やや不十分 3点：普通 4点：優れている 5：特に優れている」とする。評価点は「評価基準点×係数」により求めるものとする。

13 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

14 問い合わせ

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、下記18の契約担当までFAX又は電子メールで送信すること。電話による質問は認めない。

電子メールのタイトルは「防災普及啓発映像製作業務質問書」とし、令和5年8月15日（火）午後5時まで受け付けるものとする。

(2) 回答

質問書による質問内容及びその回答は、令和5年8月21日（月）午後5時までに、札幌市危機管理局の公式ホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

15 その他

- (1) 企画書の作成、提出及びヒアリングの参加等、本企画募集の参加に伴い必要となる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約の際には、提案された企画内容を基に、具体的な委託内容について調整することがある。
- (3) 業務内容の詳細は、企画提案のあった内容に基づき、本市と契約の相手方となった事業者による協議により決定する。
- (4) その他この要領に定めのない事項については、職員の指示によること。

16 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

18 契約担当

札幌市危機管理局防災推進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条2丁目 札幌市役所本庁舎7階北側

担当：吉野・米沢

電話：011-211-3062 FAX：011-218-5115

電子メール：kiki_c_bosai@city.sapporo.jp

以上

業務内容

1 業務名

防災普及啓発映像製作業務

2 業務の背景と目的

札幌市では、市民に災害イメージーションや防災意識を高めてもらい、防災のための備えや行動につなげるため、平成 22 年度に啓発媒体として「札幌市防災 DVD『今、あなたにできること。』」を製作したが、それから 10 年以上経過しており、内容や映像が現在にそぐわないものとなっている。

さらに、近年、全国で自然災害が激甚化、頻発化しており、本市においても、激甚災害の発生に備え、被害を最小にとどめるためには、市民が防災に対する知識と意識を持ち、有事には主体的に判断して身を守る行動をとることが重要となっている。

こうした背景のもと、本業務は、現在ある「札幌市防災 DVD『今、あなたにできること。』」の内容を刷新して新たな映像を製作し、市民が自分の地域の災害による危険性を理解し、自助・共助の意識を持ち、最適な避難行動を選択できるようになることを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和 6 年（2024年）2月29日（木）まで

4 業務内容

(1) 映像の製作

札幌市民を対象に、下記ア～オの内容を盛り込んだ映像 DVD 及び動画ファイルを製作する。

なお、映像製作に付随する、企画及び構成、映像、写真及びナレーション、内容の素材の作成、取材、災害映像や音楽等の購入又は使用許諾及び必要な著作権処理対応、DVD の製版及び DVD ジャケットの企画編集、その他映像や DVD、動画ファイルの製作に必要な一切の業務を含むものとする。

《映像に求める内容》

ア 札幌市の特性を災害別にふまえたもの

札幌市民が見て、災害別（地震、水害、土砂、竜巻・雷、雪害）の避難行動のイメージが湧くような、訴求力が高い内容であること。地震については札幌市第 4 次地震被害想定を反映させること。

イ 自助・共助

公助には限界があるため、自分自身や家族の命と財産を守るために自ら防災に取り組む自助、自分自身や家族の安全を確保した後に地域住民と助け合う共助の意識を市民に高めてもらうための内容であること（平成 30 年

北海道胆振東部地震経験を絡めた自助・共助の重要性)。

ウ 在宅避難や分散避難等の考え方の浸透

自分の地域の災害による危険性を把握し、最適な避難行動（正常性バイアスの説明を含む）を選択できる内容であること。

※避難＝難から逃れることであり、必ずしも避難所へ避難することのみではないことを認識してもらえる内容であること。

エ 企業防災・マンション防災

企業及びマンション特有の防災や減災を取り入れ、研修や出前講座で使いやすい内容であること。

オ 再生時間の短縮

SNS での発信により、多くの市民が見られるよう、一項目の再生時間を短くした内容であること。

(2) 契約締結後について

ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。

イ 本業務全体の進捗管理を行い、適宜報告・打合せを行うこと。

ウ 本業務において知り得た内容については、外部に漏洩しないこと。

エ 業務内容に疑義が生じた場合又は前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議を行い、その指示に従い業務を遂行すること。

5 成果物

(1) 完成品動画仕様

ア 完成動画のマスターは 4K (UHD 3840×2160) とする。

イ 映像の総時間 60 分程度の動画（活用状況を想定して、使いやすく分割した動画集とする。）と、各カテゴリー15 秒から 60 秒以内のダイジェスト版の動画。

ウ 日本語ナレーションあり。文字スーパーあり。

エ 音楽あり（上映にあたって著作権使用料が発生しない音楽を使用すること）

オ 内容を理解しやすいように、図解、イラスト、CG、アニメーションなどを適宜挿入する。

(2) 納入成果物

ア DVD ディスク

イ 動画ファイル

(3) 納入形態・規格等

ア DVD ディスク

5 枚作成。複数コンテンツとなるため、コンテンツ選択画面を含めたオーサリングを行うこと。

イ WEB 配信・PC 再生用動画ファイル

4K サイズ、HD サイズを作成すること。ファイル形式は MP4 とする。動画データを収める媒体は SD カードまたは USB メモリとする（正副各 1 部）。

(4) 納品場所

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課

(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階)

6 作成にあたっての留意点

- (1) 受託者は、映像製作に付随する、企画及び構成、映像、写真及びナレーション、内容の素材の作成、取材、災害映像や音楽等の購入又は使用許諾及び必要な著作権処理対応、DVD の製版及び DVD ジャケットの企画編集、その他映像や DVD、動画ファイルの製作に必要な一切の業務を実施し、諸権利に関する手続きや使用料などの負担と責任を負うこと。
- (2) 業務の進行に当たっては、委託者と綿密な打ち合わせをし、必要な提案、助言等を行うこと。
- (3) 「広報に関する色のガイドライン」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。
- (4) イラストや写真などを多用し理解しやすい内容とするとともに、ユニバーサルデザイン及びカラーバリアフリーに配慮すること。
- (5) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関する一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権、伝達権）、第 25 条（展示権）第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））を譲渡するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (7) 著作物の著作権が受託者以外の者であるときは、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (8) 受託者は、委託者に対し、委託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標件を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (9) 本著作物について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 本業務の実施に当たり、本市の環境マネジメントシステムに順じ、環境負荷低減に努め、本業務の履行に使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

7 業務の履行確認

成果物全ての納入をもって、業務の履行を確認する。

8 支払条件

当該業務の支払いは業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括支払うものとする。

9 担当課

札幌市危機管理局 危機管理部 防災推進担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎7階)

担当 吉野・米沢 TEL : 011-211-3062 / FAX : 011-218-5115

防災普及啓発映像製作業務

企 画 書

事業者

（所在地）〒

（事業者名）

（職・氏名）

連絡担当者

（職・氏名）

（電話番号）

（F A X）

（E-mail）

企画書表紙様式（副本）

防災普及啓発映像製作業務

企 画 書